

## 不当な取引方法に該当する方法（平成十九年三月三十日告示第二百二十六号）

最終改正:令和 六年 三月一二日告示第一一〇号

改正内容:令和 六年 三月一二日告示第一一〇号 [令和6年3月12日]

### ○不当な取引方法に該当する方法

平成十九年三月三十日告示第二百二十六号

#### 改正

令和 六年 三月一二日告示第一一〇号

岐阜県民の消費生活の安定と向上を促進する条例施行規則の一部を改正する規則（平成十九年岐阜県規則第十三号）による改正後の岐阜県消費生活条例施行規則（昭和五十年岐阜県規則第五号）第三条第二項の規定により、不当な取引方法に該当する方法を次のとおり定める。

#### 不当な取引方法に該当する方法

岐阜県消費生活条例施行規則（昭和五十年岐阜県規則第五号。以下「規則」という。）第三条第二項の規定により、不当な取引方法に該当する方法を次のとおり定める。

一 規則第三条第一項第一号の規定に該当する不当な取引方法は、次に掲げるものとする。

- 1 商品又はサービス（以下「商品等」という。）が、法令等により設置又は義務付けられたものであるかのような説明を行って契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させること。
- 2 自らを官公署若しくは公的団体等の職員と誤信させるような言動等を取り、又は官公署若しくは公的団体等の許可、認可、後援等を得ていると誤信させるような言動等を取り、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させること。
- 3 商品等の内容又は取引条件が、実際のものよりも著しく優良又は有利であると誤認させるような説明又は表示を行って、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させること。
- 4 商品等の内容又は取引条件に関する主要な事実を告げず、若しくは虚偽の事実を告げて、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させること。
- 5 商品等の販売の目的を隠して、若しくは商品等の販売以外のことを主要な事実であるかのように告げて消費者に接近し、又は広告等をして消費者を営業所等に誘引して、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させること。
- 6 消費者の意に反して、長時間にわたり、若しくは反復継続して、又は強引な方法若しくは威圧的な言動等を用いて、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させること。
- 7 住居、勤務先等を訪問し、又は電話等により営業所その他の場所に誘引して、執ように、又は消費者を欺き、若しくは威迫して、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させること。
- 8 消費者の意に反して、早朝、深夜、勤務中等に、消費者に電話をし、又は消費者を訪問して、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させること。
- 9 道路、駅その他多数の者が往来し、又は来集する場所において、消費者を呼び止め消費者の意に反して、その場で、若しくは営業所その他の場所へ誘引して、執ように若しくは威圧して、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させること。
- 10 消費者を威迫して、若しくは消費者の生命、身体、財産若しくは運命に対する不安その他生活上の不安を殊更あおること等により、消費者を心理的に不安な状態に陥れて、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させること。
- 11 商品等の購入資金に関して、消費者からの要請がないにもかかわらず、貸金業者からの借入れその他の信用の供与を受けることを勧め、執ように契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させること。
- 12 主たる販売目的以外の商品等を意図的に無償又は著しい廉価で提供すること等により、消費者を正常な判断ができない状態に陥れて、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させること。
- 13 消費者に対し、年齢、収入その他契約を締結する上で重要な事項を偽るようそそのかして、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させること。
- 14 消費者の取引に関する知識又は能力の不足等に乗じて、取引の内容、条件又は仕組みについて必要な説明をしないで、消費者に著しい不利益をもたらすおそれがあるにもかかわらず契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させること。
- 15 消費者の拒絶の意思表示にもかかわらず、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させること。
- 16 前各号に掲げるもののほか、消費者に対し、虚偽若しくは錯誤に陥れるような表現をもって、又は詐術を用いて、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させること。

二 規則第三条第一項第二号の規定に該当する不当な取引方法は、次に掲げるものとする。

- 1 契約に係る損害賠償額の予定又は違約金の定めにおいて、消費者に不当に高額又は高率な負担を求める条項を設けた契約を締結させること。
- 2 消費者の契約の解除等をする権利を不当に制限する内容の契約を締結させること。
- 3 消費者がした意思表示と異なる内容の契約を締結させること。
- 4 消費者にとって不当に過大な量の商品等の販売を内容とする契約を締結させること。
- 5 消費者にとって著しく不利益をもたらす事業者の免責条項又は裁判管轄を定めた内容の契約を締結させること。
- 6 商品等の販売に際し、事業者の氏名若しくは名称又は住所その他の連絡先を明らかにせず、又は偽った内容の契約を締結させること。
- 7 消費者の受ける信用がその者の返済能力を著しく超えることが明白であるにもかかわらず、そのような信用の供与と一体をなした内容の契約を締結させること。

三 規則第三条第一項第三号の規定に該当する不当な取引方法は、次に掲げるものとする。

- 1 消費者を欺き、若しくは威迫し、又は消費者に心理的圧迫を与える等の不当な方法を用いて契約に基づく債務の履行を強要すること。

- 2 消費者を欺き、威迫し、又は困惑させて、消費者に代わり、又は消費者と同行して、金融機関から預金の払戻し若しくは借入れを受けること等により、消費者に金銭を調達させ、債務の履行を強要すること。
  - 3 契約の成立について当事者間で争いがあるにもかかわらず、契約の成立を一方的に主張して強引に代金を請求し、又は支払わせること。
  - 4 消費者からの履行の督促に対して適切な対応をとることなく、当該債務の履行を拒否し、又は正当な理由なく遅延させること。
  - 5 消費者の関係人で法律上支払義務のない者に、正当な理由なく電話をし、又は訪問する等の不当な手段を用いて、契約に基づく債務の履行への協力を執ように要求し、又は協力させること。
- 四 規則第三条第一項第四号の規定に該当する不当な取引方法は、次に掲げるものとする。
- 1 特定商取引に関する法律(昭和五十一年法律第五十七号)第九条第一項、第二十四条第一項、第四十条第一項、第四十八条第一項、第五十八条第一項及び第五十八条の十四第一項その他法令に基づく消費者の契約の申込みの撤回又は契約の解除を行う権利(以下「クーリング・オフ」という。)の行使に際し、それを拒否し、若しくは無視し、又は消費者を威迫し、若しくは欺いて当該権利の行使を妨げること。
  - 2 前号に掲げるもののほか、契約で定められた返品特約の権利又は法令で認められている契約の解除、取消等の権利の行使を妨げること。
  - 3 消費者をそそのかして商品を使用させ、又はその全部若しくは一部を消費させてクーリング・オフを妨げること。
  - 4 消費者のクーリング・オフの権利、契約で定められた返品特約の権利又は法令で認められている契約の解除、取消等の権利の行使が有効に行われたにも関わらず、これによって生ずる債務の履行を拒否し、又は正当な理由なく遅延させること。
- 五 規則第三条第一項第五号の規定に該当する不当な取引方法は、次に掲げるものとする。
- 1 多数の当事者間の立替払、債務の保証その他の債権及び債権に係る関係について、重要な情報を故意に提供せず、又は誤信させるような表現を用いて、与信契約の締結を勧誘し、又は与信契約の締結をさせること。
  - 2 与信が消費者の返済能力を著しく超えることが明白であるにもかかわらず与信契約の締結を勧誘し、又は与信契約の締結をさせること。
  - 3 他の事業者の取引方法が、規則第三条第一項第一号若しくは同項第二号のいずれかに該当することを知りながら、又は与信に係る加盟店契約その他の提携関係にある他の事業者を適切に管理していればそのことを知り得べきにもかかわらず、与信契約の締結を勧誘し、又は与信契約の締結をさせること。
  - 4 他の事業者に対して生じている事由をもってする消費者の正当な根拠に基づく対抗にもかかわらず、正当な理由なく電話をし、若しくは訪問する等の不当な手段を用いて、消費者又はその関係人に債務の履行を迫り、又は債務の履行をさせること。

#### 附 則

この告示は、平成十九年四月一日から適用する。

前 文(抄)(令和六年三月十二日告示第百十号)

令和六年四月一日から適用する。

---